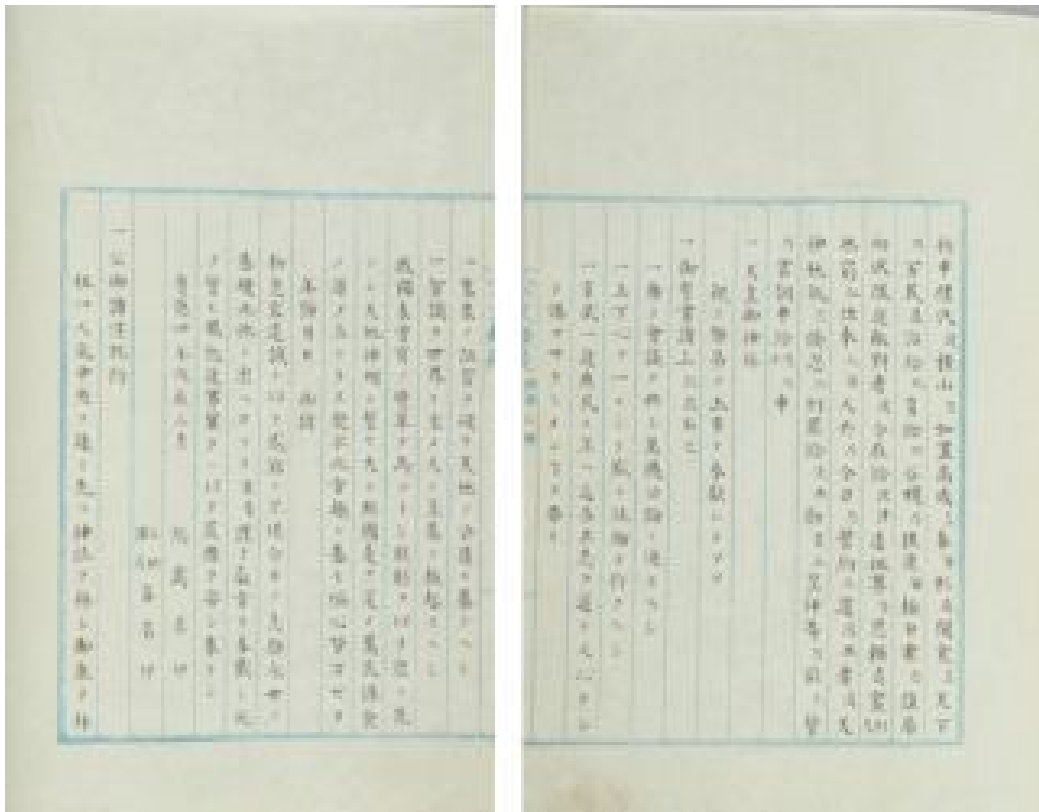


展示の中核となり得る重要歴史公文書等の例



大日本帝国憲法(御署名原本)

明治22(1889)年2月11日に発布された大日本帝国憲法の原本。
近代国家として出発した我が国のすがたを規定し、アジアで初めての近代的憲法となった重要な文書。



五箇条の御誓文

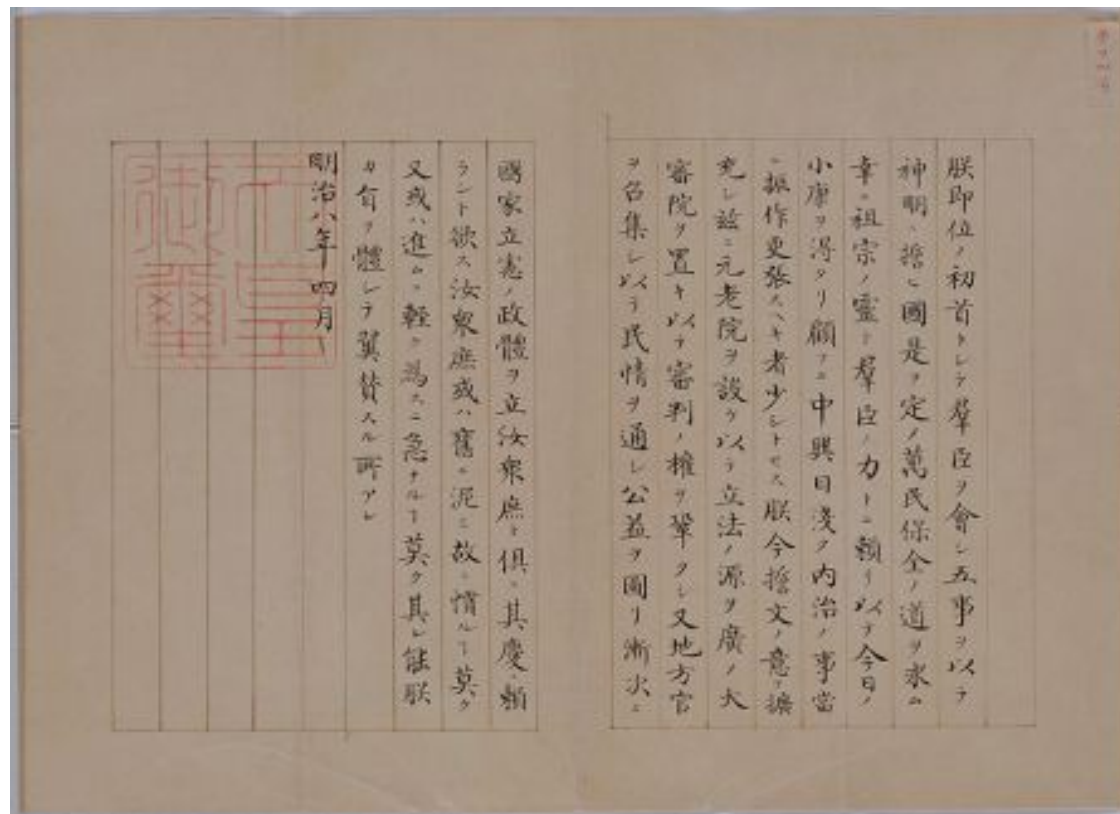
国立公文書館所蔵の「五箇条の御誓文」は、後年筆写されたもの。宮内庁書陵部には、浄書に当たった有栖川宮家に伝わっていたものが保存されている。また、近年では原案の作成に携わった由利公正の遺した草稿が発見され、福井県が入手した。



民撰議院設立建白書

明治7(1874)年1月、板垣退助等8名が政府に提出した国会開設の建白書。

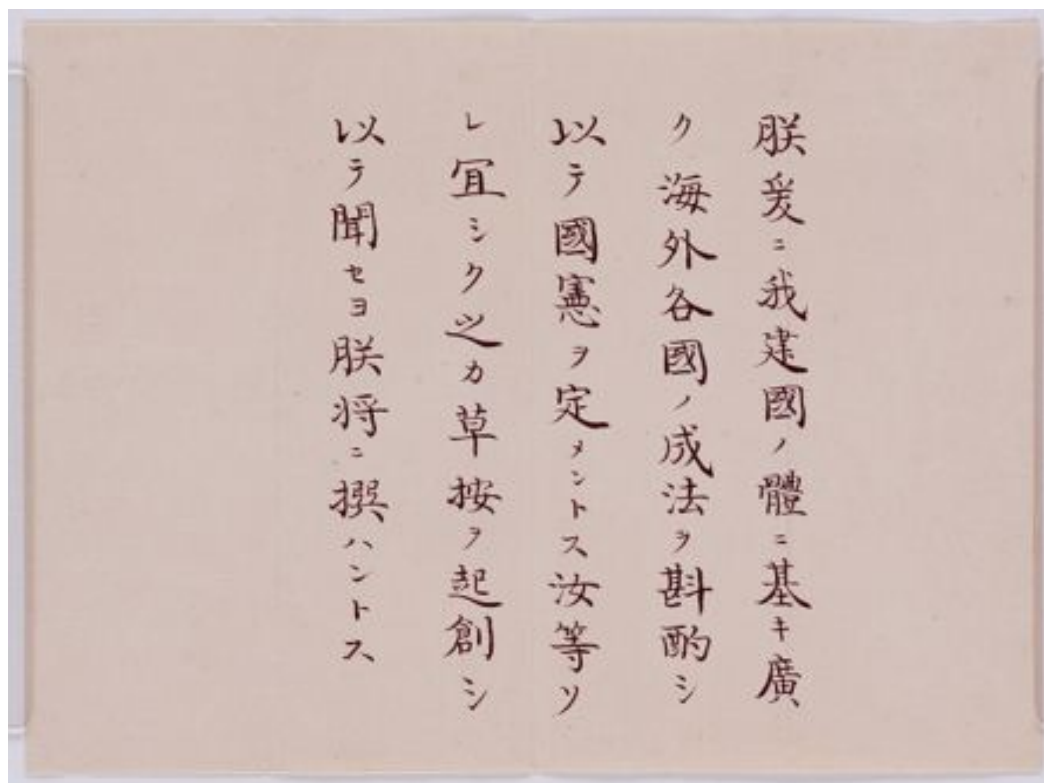
有司専制を廃し、「民撰議院」を設立して速やかに天下の公議を張るべしと主張するこの建白書は議院設立の時期等をめぐる議論を促し、のちの自由民権運動に大きな影響を与えた。



漸次立憲政体樹立の詔

明治8(1875)年4月に発せられた詔勅。立法機関として元老院、司法機関として大審院、立法機関の下院を想定して地方官会議を設置し、徐々に立憲政体に移行していくことを示した。

本文書の含まれる「公文附属の図」は、平成10(1998)年に「公文録」とともに、国の重要文化財に指定された。



国憲起草の詔

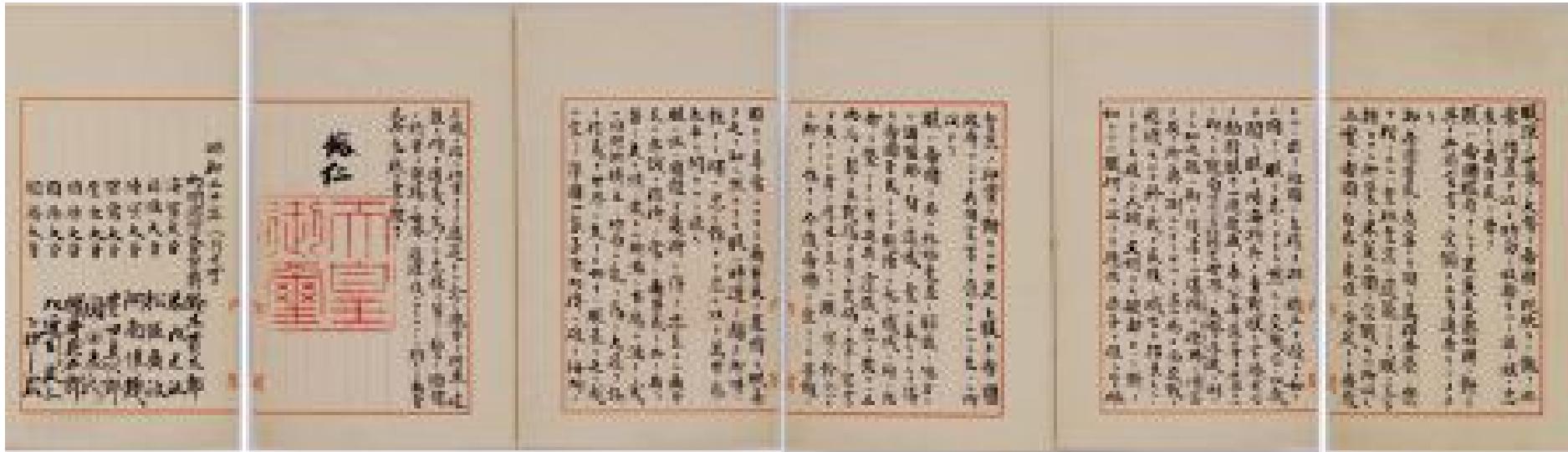
明治9(1876)年9月、元老院に対して発せられた詔勅。元老院は明治13(1880)年に「日本国憲按」と題する憲法草案を奏上したが、この案は我が国の国体に十分適合するものではないとして、成案となるに至らなかった。明治14(1881)年の国会開設の勅諭が発せられた後、政府として憲法制定の本格的準備を進めることとなる。

本文書の含まれる「公文附属の図」は、平成10(1998)年に「公文録」とともに、国の重要文化財に指定された。



公式令(御署名原本)

詔書・勅書の形式、帝国憲法・皇室典範の改正の公布、法律・勅令の公布等について定めた勅令(明治40(1907)年)。我が国における公文書の作成等に関わる基本法令となった。戦後、GHQの意向を受けて廃止されたものの、現在においても慣例として存続している。



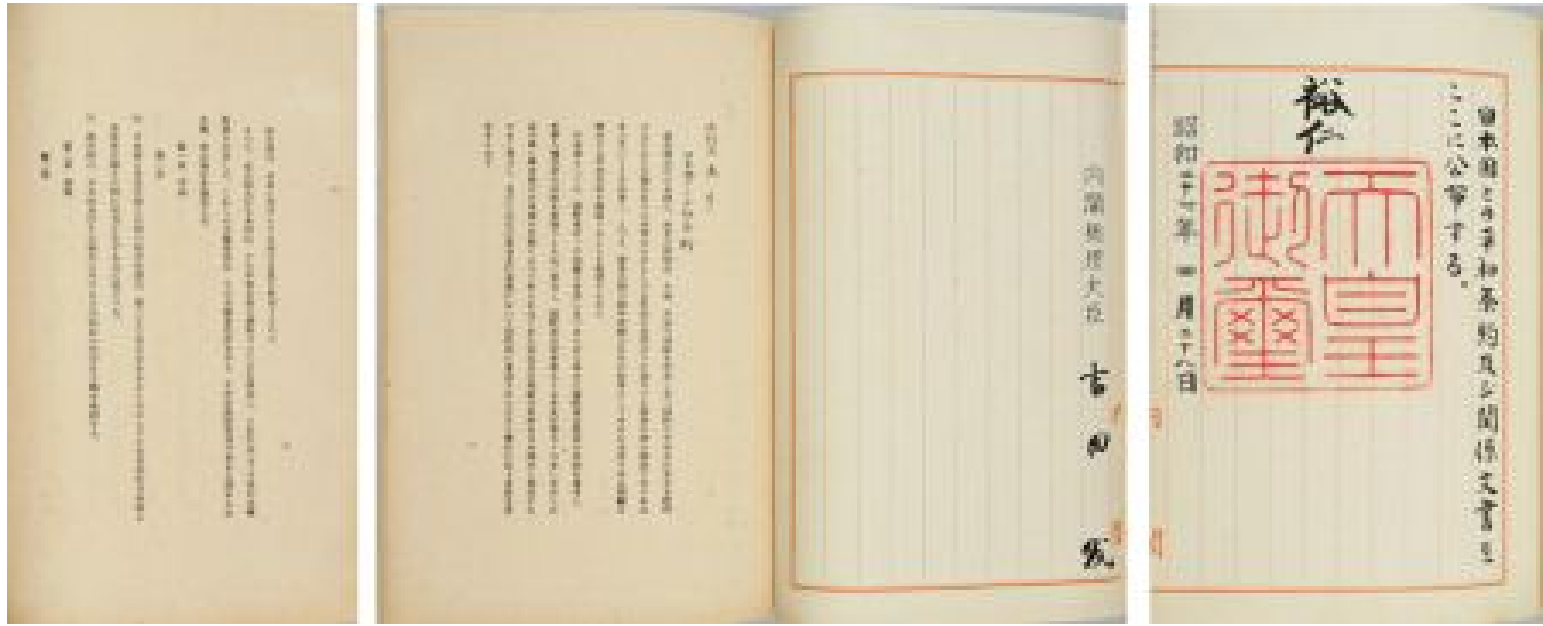
終戦の詔書(御署名原本)

昭和20(1945)年8月14日の御前会議で、ポツダム宣言の受諾が決定され、同宣言受諾に関するこの詔書が発布された。翌15日正午、いわゆる「玉音放送」が行なわれた。



日本国憲法(御署名原本)

昭和21(1946)年11月3日に公布され、翌年5月3日から施行された日本国憲法は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を基本的原則とし、現在の我が国の在り方を規定している最高法規。



サンフランシスコ平和条約(御署名原本)

昭和26(1951)年9月8日、吉田茂首相を始めとする日本国全権委員は、第2次世界大戦における連合国48カ国の代表との間で、サンフランシスコ平和条約に調印した。同条約は、昭和27(1952)年4月28日に発効し、日本は主権国家として独立を回復した。



平成(元号)の書

昭和64(1989)年1月7日、昭和天皇の崩御を受けて、小渕恵三内閣官房長官によって発表された新元号「平成」の書。小渕官房長官が新元号を発表する様子の写真は内閣官房から移管されたもの。

重要歴史公文書等の展示等についての現状

- ・明治憲法、現行憲法の原本など展示の中核となり得る重要歴史公文書等は、保存上の観点から積極的に展示されてこなかった。
- ・レプリカについては、展示会等へ貸出しをする場合は原則1ヶ月前の申請が必要。なお、閲覧室での利用は行っていない。

本年5月から新旧憲法等(レプリカ)を中核とした小規模な常設展を開始。(→資料4)



諸外国における歴史的に重要な文書の展示例

アメリカ



アメリカ独立宣言



アメリカ合衆国憲法



権利章典

独立宣言、合衆国憲法、権利章典

- ・アメリカ独立宣言: 1776年に13州からなるアメリカ合衆国の独立を宣言したもの。自由、平等、自決権を謳っている。
- ・アメリカ合衆国憲法: 1787年に成文化されたアメリカ合衆国の憲法。
- ・権利章典: 1789年に合衆国議会に提案された個人の権利に関する合衆国憲法修正第1条から第10条までの規定。

イギリス



マグナ・カルタ

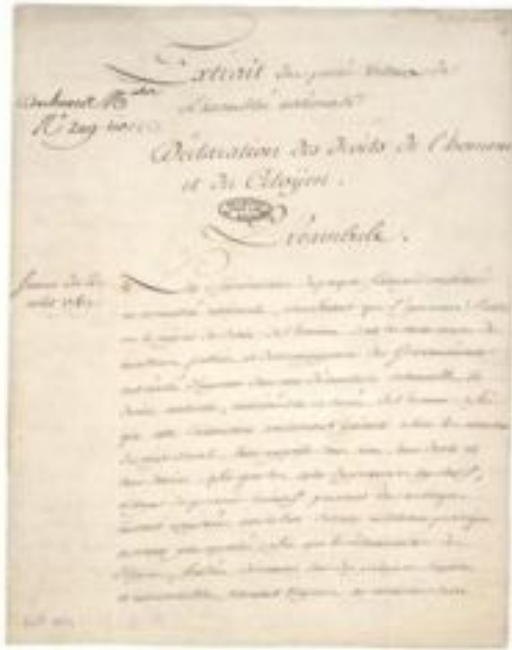


権利章典

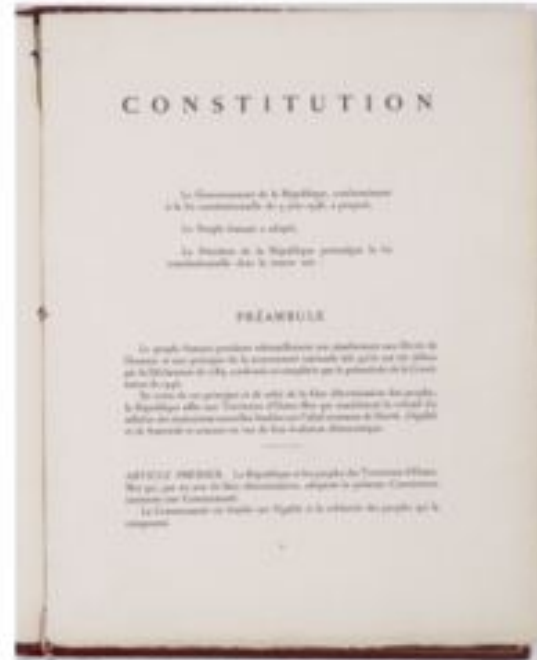
マグナ・カルタ、権利章典

- ・マグナ・カルタ: 1215年にイングランド王ジョンが封建貴族に強制されて承認した文書。恣意的な課税の禁止など、王権を制限し、封建貴族の権利を再確認したもの。権利請願、権利章典とともにイギリス憲法の三大法典と称される。英国国立公文書館が所蔵するのは、現行の法令集に収録されている第3版(1225年)の写し。
- ・権利章典: 1689年にイングランドの国制を規定した議会制定法。成文の憲法を持たないイギリスにおいて最も重要な法の一つ。議会における言論の自由など、市民の自由や議会の権利を規定。

フランス



人権宣言



フランス第五共和政憲法

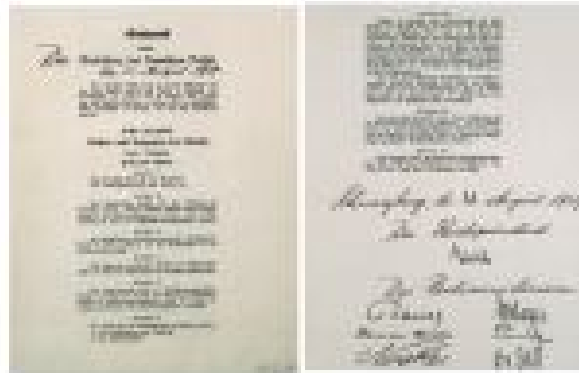
人権宣言、第五共和政憲法

- ・人権宣言: 1789年8月に憲法制定議会によって制定された、人民の自由・平等の権利に関する宣言。
- ・フランス第五共和政憲法: 1958年10月に制定された憲法。この憲法により第五共和政が宣言された。

ドイツ



ビスマルク憲法



ワイマール憲法



ドイツ連邦共和国基本法

ビスマルク憲法、ワイマール憲法、ドイツ連邦共和国基本法

- ・ビスマルク憲法：1871年に制定された統一ドイツ帝国の基本法。
- ・ワイマール憲法：1919年に制定されたドイツ共和国憲法。1933年ナチスの政権掌握とともに事実上消滅。
- ・ドイツ連邦共和国基本法：1949年に制定、公布されたドイツ連邦共和国（西ドイツ）の憲法である基本法。1990年10月の統一ドイツ成立後も、ドイツ連邦共和国という国名と同様に、名称そのままに引き継がれた。